

H28 第1回県有施設・資産有効活用戦略会議

日 時 平成28年4月15日(金)
午前11時～12時

場 所 第4応接室

1. 開 会

2. 座長（副知事）あいさつ

3. 議 事

- (1) 鳥取県公共施設等総合管理計画の策定について（資料1）
- (2) 未利用財産等の有効活用策の検討について（資料2）
- (3) 鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針の策定について（資料3、4）
- (4) 今後のPPP／PFI手法活用の検討について（資料5）

4. 閉 会

1

鳥取県公共施設等総合管理計画の策定

資料1

■鳥取県公共施設等総合管理計画の概要

取組の背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況。
- 人口減少により今後の公共施設等の利用需要が変化。



公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要

(1)計画の目的

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現する。

(2)計画の対象

県が保有する全ての庁舎・学校等の公共建築物及び道路・河川等の土木インフラ

(3)計画期間

2016(平成28)年度から2025(平成37)年度までの10年間

(計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを実施)

(4)計画の位置付け

本県の公共施設等の管理に係る基本的な方針であり、個別施設毎の具体的な対応方針を示す中長期保全計画や各土木インフラの長寿命化計画等の上位計画として位置付ける。

2

鳥取県公共施設等総合管理計画の策定

■鳥取県公共施設等総合管理計画の基本方針

公共建築物

社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る。

①保有総量の最適化

- ・適正な施設総量に向けた縮減・最適化
- ・未利用財産の売却促進
- ・改修・改築時における施設規模の最適化

②効率的な利用

- ・売却困難な未利用財産の貸付
- ・市町村等への譲渡・移管・交換
- ・PPPやPFI等の民間活力の活用手法の検討

③長寿命化・維持管理費の抑制

- ・計画的かつ適切な修繕・改修による長寿命化
- ・改修・改築時における省エネ対策

土木インフラ

『土木インフラ機能の維持・確保の最適化』を基本方針として、土木インフラを将来にわたり県民が安全・安心して利用できるよう、機能を適切に維持するとともに、そのために必要となるコスト縮減と投資の平準化を図るため最適な維持管理・更新を実施する。

①メンテナンスサイクルの構築

- ・持続可能なメンテナンスサイクルの構築
- ・蓄積した点検結果等の情報の活用による効率的かつ適切な維持管理の実現

②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保

- ・中長期的なトータルコストの縮減と財政負担の平準化
- ・必要となる維持管理費用の確保

③適切な維持管理体制の整備

- ・部局横断的な取組による維持管理状況の把握及びPDCAサイクルによる進捗管理
- ・国や市町村とも連携した広域的な取組による維持管理体制の構築

3

鳥取県公共施設等総合管理計画の策定

■当面の取り組み予定

(1)施設総量の最適化に向けた検討

- 財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合わない利用となっていたり、今後使用する見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を進めていく。
- 転用、統合、廃止等の施設総量の最適化の検討に向けた、大きなスキームづくり等については、今後、県有施設・資産有効活用戦略会議で議論していくこととする。
また、公共施設を取り巻く課題は、県内市町村間で共通することも多いことから、市町村とも更なる連携を図りながら、具体的な検討を進めていく。

(2)PPPやPFI等の民間活力の活用の検討

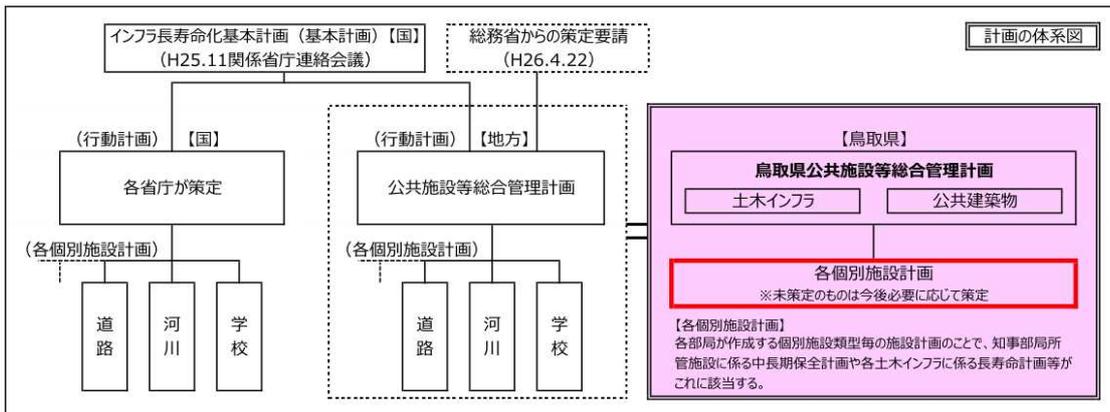
- 本県においてはこれまでも、県有施設等の管理にあたり、民間への管理委託や指定管理者制度の導入等の民間ノウハウを活用する取り組みを進めてきたが、今後、更に施設管理の効率化や経費縮減を図るため、PPPやPFI等の民間活力を取り入れた手法の導入について検討を進めていく。

鳥取県公共施設等総合管理計画の策定

■当面の取り組み予定

(3) 各個別施設計画策定に係る検討

- 公共施設のマネジメントに係るより具体的な方策は、各個別施設計画において検討を行っていくことになる。
- 知事部局の公共建築物に係る各個別施設計画に該当する中長期保全計画は平成28年度末の完成見込みであるが、その他(教育委員会、警察本部、企業局等)の中長期保全計画は知事部局の策定状況を踏まえて今後策定の検討を行う。
- なお、土木インフラに係る個別施設計画となるインフラ長寿命化計画(行動計画)については、平成27年度末に策定済。



5

未利用財産等の有効活用策の検討について

資料2

■今後の対応方針

区 分	対応方針(案)
未利用・低利用財産の活用方策	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用、低利用財産の利活用になお課題がある現状を踏まえ、改めて実態に沿った分類整理を行う。 ・大規模で売却が困難な財産を中心に、県有施設・資産有効活用戦略会議において全庁的に活用策を検討。
管理事務等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳登録の誤りの是正、除草の不備、建物の維持管理の適正化について関係部局へ徹底 ・現地の定期的な確認の実施

■今後の進め方

各部局で対応方針の検討を行うとともに、その結果を幹事会において検討・整理し、第3回「県有施設・資産有効活用戦略会議」において報告。

6

未利用財産等の有効活用策の検討について

■主な未利用・低利用財産の現状等

財産名称	面積(m ²)	現状等
(元)倉吉市立河北中学校	土地 20,940.27 建物 6,746.44	倉庫利用、外部への貸付等で一部を使用中。
(元)鳥取県自動車運転免許試験場	土地 8,859.74	美術館建設候補地として推薦があったが、候補地から外れれば売却の方向。
(元)東部健康増進センター	土地 117,327.54 建物 25,834.54	土地の一部を一時貸付中。大部分は山林。建物は未利用。
(元)中部健康増進センター	土地 18,510.65 建物 3,035.59	土地・建物とも一部を貸付中。
(元)鳥取少年自然の家	土地 88,693.00 建物 48.01	元県立美術館建設予定地。

※ その他、道路事業などの残地となり未利用の状態のものなどが存在する。

7

未利用財産等の有効活用策の検討について

■平成27年度包括外部監査について

○趣旨

有効的に活用されるべき公有財産の中には、事業計画の変更や凍結、利用目的の達成により、その後有効活用が図られていない財産が存在することから、未利用・低利用となっている財産を中心に活用や管理の現状を監査されたもの。

○監査結果報告 平成28年2月3日 知事報告

<監査結果概要>

長期にわたり未利用であり、活用方策が未定のままであるもの、管理状況が不適切なもの、貸付け手続きなどの事務処理が不適切なものなど、県庁全体で35件の指摘と56件の意見が示された。

○未利用財産等の利活用の検討

行政財産の中に存在している未利用財産や、低利用財産などを網羅的に把握できるような分類整理を行い、県有資産マネジメント推進委員会で総合的に検討されたい。

○管理事務等の適正化

財産分類の誤り、境界杭が不設置、定期的な除草、建物の維持管理などが適切に行われていないなどの不適切事例の解消をすること。

8

未利用財産等の有効活用策の検討について

包括外部監査を受けての自主点検の実施

○包括外部監査の指摘を受けて、改めて全ての県有財産について各部局で自主点検を実施(H28. 2. 8照会)

■点検結果の概要

(1) 財産の利活用状況にかかるもの

県有財産 1, 636 件中、未利用、低利用の財産が 148 件
→ 幹事会において全庁的に対応策を検討し、県有施設・資産有効活用戦略会議へ報告

(2) 管理事務等にかかるもの

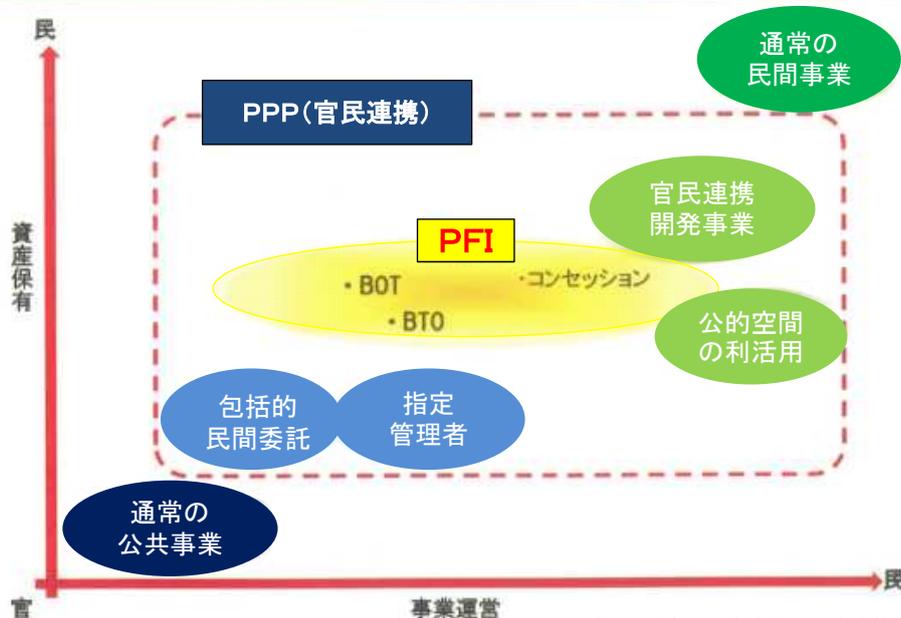
県有財産 1, 636 件中、事務等に問題があったもの 172 件
(事例：財産分類の登録誤り、除草等の維持管理の不備 など)
→ 関係部局へ改善と適正な管理を徹底する

9

PPP/PFIとは

資料3

公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



出典：内閣府民間資金等活用事業推進室資料

10

PPP/PFIとは

- 「PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。
- 民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施します。
- PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します
- 我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。
- 英国など海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めています。



11

PPP/PFIとは

■国の最近の動向

○経済財政運営と改革の基本方針2015 (H27.6) ※関係部分抜粋

(民間能力の活用等)

PPP/PFIの飛躍的な拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。

○「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について (要請) (H27.12 内閣府・総務省通知) ※関係部分抜粋

平成27年12月15日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様なPPP/PFI手法導入を検討するための指針」が決定されました。

人口20万人以上の地方公共団体におきましては、当該指針を踏まえ、平成28年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いするとともに、早期の優先的検討規程の策定が可能な団体におかれましては、なるべく早い時期に定めていただきますよう特段の配慮をお願いいたします。

12

■本県のPPP導入事例

○指定管理者制度導入

公の施設62施設中36施設

※指定管理者制度導入後における施設管理手法見直しの事例

・直営→指定管理者制度

天神川流域下水道(H21)、境港水産物地方卸売市場・境漁港(H21)、
鳥取二十世紀梨記念館(H21)、大山自然歴史館(H24)、
船上山少年自然の家(H28)、大山青年の家(H28)

・直営→廃止

岩井長者寮(H19末)

・直営→民間譲渡

母来寮(H20)

・指定管理者制度→民間譲渡

福原荘(H21)、みなと温泉館(H23)

13

■民間資金活用の検討・実施事例

○えびす会館

立地場所が高層建築物の建設が不可能で、実施可能な事業規模が小さく、
PFIの活用は見合わせ（⇒H22民間売却）

○天神川流域下水道終末処分場

H23に下水汚泥の処理方法として、PFI手法によるガス発電設備導入等を
検討したが、コスト分析の結果、汚泥場外搬出を選択（⇒施設整備見送り）

○東郷湖羽合臨海公園の飲食施設・店舗

H10より民設民営で施設整備・運営
（⇒H21県購入・H22指定管理者制度を導入）

○布勢総合運動公園の飲食施設

H14より公設民営で施設整備・運営

14

■方針策定の背景

- きわめて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進める。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現する。



PFIも含めた民間活力をさらに取り入れた事業手法の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP／PFI手法を検討

15

鳥取県PPP／PFI優先的検討方針の概要

[H28.3.29策定]

■検討対象事業

- ①建設費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（新設・改修）
- ②単年度の運営費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

対象外とすることができるもの

- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- 民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等(有料道路等を除く)

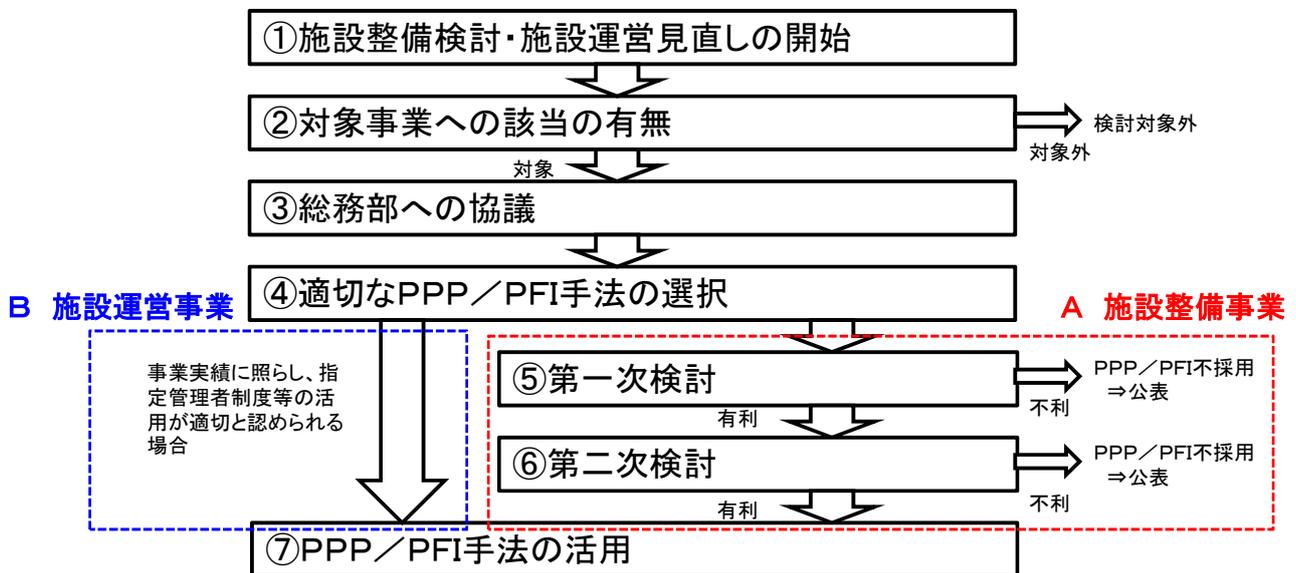
一方、建設費10億円以上、運営費1億円以上の基準を下回る場合でも、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、PPP／PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

16

鳥取県PPP／PFI優先的検討方針の概要

■検討プロセス

- ア 事業担当部局から総務部(業務効率推進課)への協議
- イ 第一次検討の実施(庁内での定量評価及び定性評価)
- ウ 第二次検討の実施(外部アドバイザーによる「導入可能性調査」等)



17

鳥取県PPP／PFI優先的検討方針の概要

A 施設整備事業

■第一次検討（庁内での定量評価及び定性評価）

○定量評価(費用総額の比較による評価)

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP／PFIを活用した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

○定性評価

主に以下の視点で、PPP／PFI手法活用の適性を評価する。

- a 住民サービスの向上
- b 管理運営の効率化
- c 新たな発想の活用
- d 施設の目的・機能
- e 県の関与の必要性
- f 個別の法律による制約

18

鳥取県PPP／PFI優先的検討方針の概要

A 施設整備事業

■第二次検討（外部アドバイザーによる導入可能性調査等）

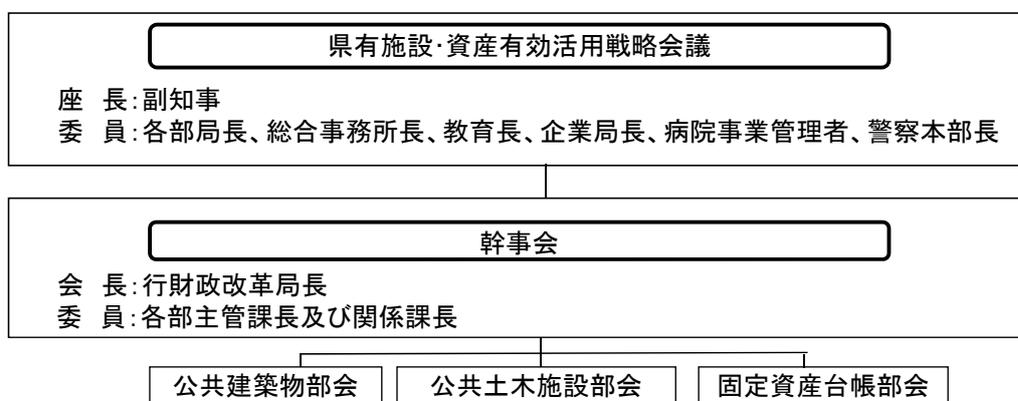
- 第一次検討において、PPP／PFI手法の活用が適する事業を対象として、第二次検討を行い、改めてPPP／PFIの活用の適否を評価
- 第二次検討においては、専門的なアドバイザー（外部専門家）を活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP／PFI手法を活用した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価

19

鳥取県PPP／PFI優先的検討方針の概要

■検討体制

副知事をトップとする「県有施設・資産有効活用戦略会議」において、対象事業の検討を行う。



■検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP／PFI手法の導入に適しないと評価したものも、評価内容をインターネット上で公開。

20

A 施設整備事業

<検討対象事業の考え方>

- ・建設費の総額で10億円以上が想定される、これから建設する事業
- ・建設費10億円未満であっても、建設後の運営費で、年間1億円以上が想定される事業
- ・その他上記金額には至らないが、他団体でPPP/PFIでの整備実績がある事業 など

具体の検討から除外されるもの

既に着工中のものや、実施設計中であるなど、整備手法を改めて見直すことが物理的・コスト的に困難なもの ⇒ それぞれの実情を踏まえて個々に判断

- ⇒ **各部局で計画中の事業を提示いただき、次回会議で対象の有無を整理**
- ⇒ **検討を行うとした事業は、検討可能となった段階で、第一次検討を実施**

21

今後のPPP/PFI手法活用の検討について

B 施設運営事業

- ・ **単年度の運営費が1億円以上のものを対象**
- ・ **公の施設については、すべての施設を再整理**
 - ⇒ 指定管理者制度導入時に行った、公の施設の点検から10年以上経過
 - ⇒ 本方針策定を契機に、社会環境の変化等を踏まえ、特に直営施設を中心として全施設を再点検

<整理の類型>

- 指定管理者制度導入(一部業務を直営で行うものを含む)
一部業務を直営で行うものの事例: 船上山少年自然の家、大山青年の家
- 地方独立行政法人化
- 直営継続(委託業務範囲の拡大)
- 直営継続(現行どおり)
- 民間譲渡・廃止

<指定管理者制度導入に係る主な検討の視点>

- ・住民サービスの向上
- ・管理運営の効率化
- ・新たな発想の活用
- ・施設の目的・機能、
- ・県の関与の必要性
- ・個別の法律による制約

- ⇒ **各部局の現状分析を提示していただき、次回会議で考え方を確認**

22

今後のPPP/PFI手法活用の検討について

■現在、直営で運営している公の施設（26施設）

所管部局	施設名
元気づくり総本部	男女共同参画センター
総務部	公文書館
福祉保健部	鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校、精神保健福祉センター、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園
生活環境部	米子駅前だんだん広場、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
商工労働部	産業人材育成センター倉吉校、産業人材育成センター米子校
農林水産部	とっとり賀露かにかっこ館、二十一世紀の森、農業大学校
県土整備部	鳥取港ポートパーク、鳥取空港、国際交流センター
教育委員会	むきばんだ史跡公園、図書館、博物館
病院局	中央病院、厚生病院

23

今後のPPP/PFI手法活用の検討について

■検討スケジュール

A 施設整備事業

検討が可能となり次第、随時、第一次検討を実施 ……必要に応じて臨時に会議を開催

B 施設運営事業

		H28	H29	H30	H31
会議スケジュール (イメージ)		第1回 ○ 第2回 ○ 第3回 ○	第1回 ○ 第2回 ○	第1回 ○ 第2回 ○	第1回 ○ 第2回 ○
公の施設 (H28・29で 重点的に検討)		方向性の整理 ●	方向性の再整理 ●	(指定管理者一斉更新) ●	
	H28・29 検討施設	戦略会議での検討 ○	各部局での検討 ○	各部局での実施に 向けた準備	指定管理者 制度導入 ○
	H28早期 検討対象 施設	戦略会議での検討 ○	各部局での実施に 向けた準備	指定管理者 制度導入 ○	
その他公共財産 (H29以降に検討) ※庁舎、職員住宅等			○	戦略会議での検討	→

24

今後のPPP/PFI手法活用の検討について

■H28検討スケジュール

5月	第2回戦略会議 ・施設整備事業の方向性の確認 ・公の施設の今後の管理運営の方向性・考え方を確認
6～8月	行革局・各部局での調整 ・行革局ヒアリング ・必要に応じて幹事会を開催
8～10月	第3回戦略会議 ・今後の当面の管理運営の方向性を整理 ⇒ 指定管理者制度等の可能な施設から具体化に着手 予算・組織定数要求に向けた準備
10～1月	予算・組織定数要求
3月	(幹事会) ・継続検討施設について、進捗状況の確認 ・新年度に向けた検討方針の確認

※美術館等の施設整備については、検討が可能となり次第、随時、第一次検討を実施